

大阪市東住吉区役所青色防犯パトロール車ドライブレコーダー運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青色防犯パトロール車両に設置するドライブレコーダーの取扱い及び撮影した映像データの取扱を適切に行うため、並びに撮影された市民等のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青色防犯パトロール車両

地域及び子どもの安全みまもり活動に使用する車両で大阪市東住吉区長が大阪府警察から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受けた車両。

(2) ドライブレコーダー

車両の走行情報を記憶媒体に記録する機器

(設置者及び管理責任者の責務)

第3条 ドライブレコーダーの設置者及び管理責任者は、次の各号に定めるところによる。

(1) 設置者 大阪市東住吉区長

(2) 管理責任者 防災・安全安心担当課長

2 設置者及び管理責任者は、この要綱を遵守するとともに職員にこの要綱を遵守させなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、設置者又は管理責任者の指示を受けずにドライブレコーダーの操作を行ってはならない。また、この要綱を遵守しなければならない。

(ドライブレコーダーの設置)

第5条 ドライブレコーダーは、防犯パトロール中に当該車両が被害・加害を問わず事故等の対象になったときにその状況を録画することにより客観的証拠となる。

また、パトロール中に事件・事故が発生した際はその状況を録画することにより情報提供を行うことができる。

交通事故防止対策や安全運転指導に活用することもできる事も踏まえ青色防犯パトロール車両に設置する。

2 ドライブレコーダーの設置作業等は、管理責任者が指定した担当者が行う。

(ドライブレコーダーの設置表示)

第6条 ドライブレコーダーを設置する車両には、「ドライブレコーダー装着車」と表示する。

(ドライブレコーダーの管理方法)

第7条 ドライブレコーダーは、設置者及び管理責任者（管理責任者が指定した担当者を

含む。) 以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

- 2 ドライブレコーダーを設置する車両の乗務員は、施錠のできる車庫内に車両を保管する場合を除き、全ての乗務員が車両を離れる際は車両ドアを施錠しなければならない。

(映像データの保存と削除)

第8条 撮影された映像データは、記憶媒体に保存する。

- 2 前項の要綱にかかわらず、市民広聴への対応又は交通事故若しくは交通違反の検証その他設置者若しくは管理責任者が必要と認めた映像データは、庁内情報ネットワークのネットワークサーバーに保存することができる。
- 3 映像を保存した記録媒体をドライブレコーダーから取り出した場合は、事務室内の保管庫内に施錠して保管しなければならない。
- 4 記憶媒体に保存された映像データは、ドライブレコーダーで上書き削除する。
- 5 研修等において保存された映像データを使用する場合は、識別可能な個人情報を識別不可能な状態に加工の上、使用しなければならない。

(映像の利用)

第9条 設置者及び管理責任者は、市民広聴対応、交通事故防止対策、交通事故に係る涉外対応及び設置者が職員に関する事項において必要と認める範囲を超えて映像データを利用してはならない。

(映像の外部提供)

第10条 ドライブレコーダーに映り込んだ識別可能な第三者の個人情報を外部に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) 外部提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- 2 映像の外部提供は、管理責任者が行うものとする。
 - 3 管理責任者は、映像の外部提供を行った場合、その理由、期日、提供を行った相手方の名称、提供データの内容等を記録する。

(守秘義務)

第11条 映像を閲覧した者は、閲覧によって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(苦情等の処理)

第12条 設置者又は管理責任者は、ドライブレコーダーの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。